

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年 8 月21日	
【会社名】	日本農薬株式会社	
【英訳名】	NIHON NOHYAKU CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 友 井 洋 介	
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目19番 8 号	
【電話番号】	東京6361局1400(直通)	
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務・法務部長 永 井 統 尋	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目19番 8 号	
【電話番号】	東京6361局1400(直通)	
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務・法務部長 永 井 統 尋	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	14,000,052,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,895,600株	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

(注) 1 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成30年8月21日開催の当社取締役会決議によります。本第三者割当増資は、割当予定先である株式会社A D E K A（以下「A D E K A」といいます。）による当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といい、本第三者割当増資とあわせて「本取引」と総称します。）の成立を条件としております。割当予定先からは、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、増資後完全希薄化後所有割合（割当予定先が平成30年8月21日現在において直接又は間接に所有する当社株式数（16,179,629株）に本公開買付け及び本第三者割当増資により割当予定先が直接又は間接に所有することになる当社株式数を加算した数を分子とし、平成30年6月30日現在の当社の発行済株式総数（70,026,782株）から同日現在の当社の保有する自己株式数（3,190,656株）を控除した株式数（66,836,126株）に本第三者割当増資により割当予定先が引き受ける当社株式数を加算した数を分母として算出される割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。）を51%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みが行われる予定です。そのため、割当予定先は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数のうち一部について、払込みを行わない可能性があります。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	20,895,600株	14,000,052,000	7,000,026,000
一般募集			
計(総発行株式)	20,895,600株	14,000,052,000	7,000,026,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 上記「1 新規発行株式」（注）1に記載のとおり発行数が減少する場合があります、それにより発行価額の総額及び資本組入額の総額も減少する場合があります。
3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額（会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。）です。また、増加する資本準備金の総額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期間
670	335	100株	平成30年9月27日		平成30年9月28日から 平成30年10月31日まで

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、上記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を上記「(1) 募集の方法」に記載の発行数で除して得た金額です。
- 3 申込みの方法は、後記の申込取扱場所へ申し込むものとし、払込期間中に後記払込取扱場所へ払込金額を払込むものとします。なお、上記「1 新規発行株式」(注)1に記載のとおり、割当予定先は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数(普通株式20,895,600株)のうち一部について、払込みを行わない可能性があります。
- 4 平成30年8月21日開催の当社取締役会決議においては、払込期間について、原則として平成30年9月28日から平成30年10月31日までとし、仮に本第三者割当増資について会社法第206条の2の規定に基づいて株主総会決議が必要となった場合には払込期日を平成30年12月28日とすることが決議されています。平成30年9月5日に払込期間又は払込期日が確定する予定であるため、同日、訂正届出書を提出いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本農業株式会社 本店	東京都中央区京橋一丁目19番8号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
14,000,052,000	160,000,000	13,840,052,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー手数料、弁護士費用、登記関連費用及びその他費用です。
- 3 上記「1 新規発行株式」(注)1に記載のとおり、割当予定先は、募集株式のうち一部について払込みを行わない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。上記金額は募集株式の全部について払込みがあったものとして計算した最大値です。本公開買付けに応じて応募がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(12,056,049株)に達した場合、本第三者割当増資による払込金額の総額は80億円になります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金については、研究開発のための費用として110億円、設備投資のための費用として20～30億円、の残高が発生した場合、その他販売品目の増加や販売テリトリーの拡大、生産設備の増強に資するM&A等のための費用に充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

	具体的な使途	金額(億円)	支出予定時期
	新剤開発・登録等にかかる研究開発費	110	平成32年(2020年)～平成42年(2030年)
	開発途中の剤の生産設備の設置及び既存剤の生産効率化にかかる設備投資費	20～30	平成31年(2019年)～平成34年(2022年)

(注) 本第三者割当増資は、本公開買付けとの組合せにより、A D E K Aによる当社の連結子会社化(以下「本連結子会社化」といいます。)を実現するための取引の一環という側面も有しており、上記「1 新規発行株式」(注)1に記載のとおり、A D E K Aが引き受けた募集株式の一部について払込みのない可能性があり、その際には差引手取概算額が減額されることになり、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限(12,056,049株)に達した場合、本第三者割当増資による払込金額の総額は80億円になります。なお、当該払込金額の総額は、今後の研究開発資金及び設備投資資金として、少なくとも約80億円の資金需要があると判断し、A D E K Aと合意の上、当該資金需要を満たすために本公開買付けにおける買付予定数の上限を設定したことによります。上記のとおり差引手取概算額が減額される場合の投資に係る施策に関しては、金融機関等からの借入れ等によって実施して参る予定です。なお、本第三者割当増資により調達する資金については、上記に記載する使途の支出時期が到来したものより充当してまいります。なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

新剤開発・登録等にかかる研究開発費

当社の基幹事業たる農薬の研究・開発には多大な時間と費用を要します。一般に化合物が製品化される確率は、十数万分の1、新農薬の誕生までには10年、100億円以上の投資が必要であるといわれています。その理由として、多数の組み合わせの中から、最適なものを選抜する優れた最先端の合成技術が必要であること、また、新規農薬化合物の実用化にあたって、国が定めた厳しい安全基準をクリアするため、複数年に亘る多種多様な安全性試験が必要となること等が挙げられます。さらには、新剤の価値を最大化するために、実際の植物を利用した生物試験や、最小限の薬量で最大の効果を発揮するための優れた製剤技術等が必要です。近年、世界的な環境規制や食の安全志向の高まりなどを背景に創薬難度は益々高まっており、新薬の開発にかかる費用は年々上昇を続けております。

このような状況下、当社は企業価値の源泉たる研究開発に注力しており、毎年売上高の約10%を目安に、研究開発投資を行い、高い創薬確率の達成、維持、向上を目指していますが、更なる研究開発力の強化、加速化は当社グループビジョンの達成に必要な不可欠なものであり、当社株主共同利益等の向上に繋がるものと考えています。

つきましては、研究開発分野における調達資金の具体的な使途として、開発中の下記新剤3剤の研究開発費用として計110億円の投資を行う予定です。

品目	研究開発費用(億円)	ピーク時目標 売上高(億円)	上市予定
殺虫剤A	22	35	2025年
殺菌剤	44	30	2027年
殺虫剤B	44	80	2028年

開発途中の剤の生産設備の設置及び既存剤の生産効率化にかかる設備投資費

主たる使途として、新規水稲用殺虫剤ベンズピリモキサン製造設備新設に約7億円、汎用性合成プラント新設に約3億円、その他設備増強等で10～20億円を予定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社A D E K A	
	本店の所在地	東京都荒川区東尾久7 - 2 - 35	
	直近の有価証券報告書等の提出状況	有価証券報告書 事業年度 第156期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月22日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第157期第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月8日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数	789,244株
		割当予定先が保有している提出者の株式の数	16,176,629株
	人事関係	割当予定先は、当社に対して社外取締役1名及び社外監査役1名を派遣しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社と割当予定先の間には、原料販売、製品購入の取引関係があります。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は昭和3年（1928年）に創業し、「安全で安定的な食の確保と、豊かな生活を守ることを使命として、社会に貢献します。」、「技術革新による新たな価値の創造にチャレンジし、市場のニーズに応えます。」、「公正で活力ある事業活動により全てのステークホルダーの信頼に応えます。」という基本理念を掲げ、企業価値の向上に努めております。上記基本理念のもと、当社はグループビジョン「Nichino Group Growing Global 世界で戦える優良企業へ」を掲げ、売上高2,000億円以上の世界トップ10に入る農薬企業を目指しています。このビジョンの実現に向け、平成28年度から平成30年度（2016年度から2018年度）までの中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 グローバル企業への前進」を定め、国内事業の収益力向上、コスト競争力の向上、経費の適正化等「収益の向上」と、創薬力の強化、事業競争力の向上、グループ力の強化等「成長戦略の推進」を2本柱として、人材育成・活用、グローバル経営の基盤構築等による「事業基盤の強化」に取り組み、自社開発品目を中心とした普及拡販と海外事業の拡大に注力しており、そのような中、中長期的視点に立った研究開発の強化、その他M&A等による事業拡大を実現するためには、財務基盤の強化が必要であると認識しております。

一方、A D E K A並びにA D E K Aの子会社40社及び関連会社18社で構成される企業グループ(以下、当該企業グループを「A D E K Aグループ」といいます。)は、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」、「世界とともに生きる」という経営理念に従い、独自性のある優れた技術を用いて、時代の先端をいく製品と顧客ニーズに合った製品を提供し続けることで企業の社会的責任を果たし、ステークホルダーの期待に積極的に応えていくことの重要性を強く認識しているとのことです。A D E K Aグループは、現在、このような経営理念の下、主として、化学品事業と食品事業を中心に、新規技術の創造と得意技術の融合を通じて、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供しているとのことです。A D E K Aは、大正6年に、電解ソーダの製造を主な目的とし、旭電化工業株式会社として設立され(その後、昭和24年に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場へ上場。また、平成18年(2006年)5月1日には、顧客ニーズに合った製品を提供し続けるべく、A D E K A製品のさらなる高機能化・高付加価値化を志向するA D E K Aの業態に合わせるとともに、グローバル展開する技術優位で高収益な先端企業を目指す企業イメージに相応しい社名とするべく現商号に変更したとのことです。)、創立以来、社会環境の変化を鋭敏に捉え、A D E K Aの持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決に役立つ製品・サービスを提供し続けることで、現在に至るまで、多彩な発展を遂げてきたとのことです。A D E K Aグループの事業は、「衣・食・住」に関わる人々の暮らし、社会に大きく貢献するものでありたいと考えているとのことです。化学品事業では、無機、有機の各種中間製品からプラスチック用添加剤、半導体・デジタル家電向け高機能材料等のファインケミカル製品まで、A D E K Aグループならではの多彩な製品を活かして、幅広い産業分野を支えているとのことです。また、食品事業では、ベーカリーや洋菓子店、スーパー、コンビニエンスストアに並ぶパンや菓子等に独自の技術(乳化技術、分散技術、油脂結晶調整技術、風味発現技術等)で開発した付加価値の高い製品(マーガリン、ショートニング、フィリングクリーム、ホイップクリーム、マヨネーズ、ドレッシング、健康食品等)を提供しているとのことです。A D E K Aでは、昨今の大きく変化する経営環境の中でも企業価値及び株主の共同利益を持続的に向上させるために、平成30年度から平成32年度(2018年度から2020年度)までの新しい中期経営計画『BEYOND 3000』(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定したとのことです。A D E K Aグループは、中長期的に目指すべき方向性を示した平成37年(2025年)における在りたい姿『ADEKA VISION 2025～先端技術で明日の価値を創造し、豊かなくらしに貢献するグローバル企業～』という新たなビジョンを掲げ、現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業に事業領域を拡大し、グローバル展開を加速させ、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じた社会(豊かなくらし)に貢献するグローバル企業への変革を目指しているとのことです。その中長期ビジョンの実現に向けたセカンドステージと位置付けられている本中期経営計画は、最終年度(平成32年度(2020年度))までに、「連結売上高3,000億円を超えるグッドカンパニーになる。」という基本方針の下、更なる事業拡大を目指し、()3本柱の規模拡大(注1)、()新規領域への進出(注2)、()経営基盤の強化(注3)という3つの基本戦略の下、「経営管理：グループ経営管理の強化」、「グローバル：グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速」、「技術：イノベーションの創出と競争力の強化」、「人財：グローバル人財、リーダー人財の拡充」、「企業価値：CSRを推進し社会とともに発展」からなる5つの施策を実行しているとのことです。これらの施策の実行に加えて、A D E K Aは事業領域の拡大と新規事業の育成を目的としたM&Aグロース(注4)につきましても、積極的に推し進めてまいりたいと考えているとのことです。

(注1) 「3本柱の規模拡大」は、『樹脂添加剤』、『化学品』、『食品』を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大することを内容とするとのことです。

(注2) 「新規領域への進出」は、ターゲットとなる『ライフサイエンス』、『環境』、『エネルギー』分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進することを内容とするとのことです。なお、『ライフサイエンス』分野では、現在、診断薬や医療機器の開発を進めており、これらの開発推進には医薬品・医療機器の許認可に関する技術ノウハウ(届出・承認・認証等の一連のプロセスに精通していること)が必須となるとのことです。

(注3) 「経営基盤の強化」は、CSRを推進し社会への貢献と社会からの信頼を高めること、及び、A D E K Aグループの相互連携を強化し総合力を発揮することを内容とするとのことです。

(注4) 「M&Aグロース」は、化学品・食品の既存事業における事業領域の拡大と、『ライフサイエンス』、『環境』、『エネルギー』分野における新規事業の育成を目的として、割当予定先の経営資源を補完するべく人財や各種ノウハウ等をM&Aで取得することで、自社独力で成長する以上のスピードを得て、更なる成長につなげることを内容とするとのことです。

元来当社は、昭和3年に旭電化工業株式会社(現株式会社A D E K A)の一事業部門であった農薬事業部門から分離・独立して誕生した会社であり、これまでの事業展開のなかで、筆頭株主であるA D E K Aとは、新製品の開発における技術提携や人材交流、事業上の取引を通じ、長年に亘って良好な関係を構築してまいりました。当社とA D E K Aは、それぞれ独自に中期経営計画の実現に向けた取り組みを行っておりますが、両社はコーポレートカルチャーに親和性があり、事業領域で補完関係が期待できることから、更に関係を強化し、協業を深めることで、シナジーを創出できるとの判断のもと、昨年7月頃より両社で協議を重ね、両社にとって最適な提携手段を模索してきた結果、平成30年8月21日付で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結することとし、A D E K Aを割当予定先にいたしました。

なお、本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。また、本資本業務提携契約に関連して、当社は、割当予定先との間で、平成30年8月21日付で公開買付けに関する契約(以下「本公開買付け契約」といいます。)及び新株引受契約(以下「本新株引受契約」といいます。)を締結しており、これらの内容も含めております。

(1) 目的

当社及び割当予定先は、本資本業務提携後において、当社の自主独立経営の維持を原則としつつ、互いに協力して、当社の農薬事業をはじめとするライフサイエンス事業に係る戦略的計画及び活動を実行・推進することにより、両当事者の企業価値を最大化させることを目的とする。

(2) 本公開買付けに関する事項

(a) 本公開買付けの要領

公開買付者： A D E K A

対象： 当社普通株式

公開買付期間： 平成30年8月22日(水曜日)から平成30年9月19日(水曜日)まで(20営業日)

公開買付価格： 普通株式1株につき900円

買付予定数： 下限7,667,952株

上限12,056,049株

決済の開始日： 平成30年9月27日(木曜日)

買付条件： 応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う。

撤回事由： 金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イないしリ及びラないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事由のいずれかが生じた場合

(b) 賛同意見表明

当社は、本資本業務提携契約の締結日において、本公開買付けに関し、当社の取締役会において、出席取締役全員(但し、審議及び決議に参加しない当社社外取締役郡昭夫氏を除く。)の一致による、(i)本公開買付けに賛同する旨の決議、及び、(ii)本公開買付けの公開買付価格について合理的であると考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社の上場を維持していく方針であることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取る旨の決議(なお、いずれも出席監査役全員(但し、審議に参加しない当社社外監査役富安治彦氏を除く。)の賛同も得るものとする。)を行う。

(3) 本第三者割当増資に関する事項

割当予定先及び当社は、本有価証券届出書の届出の効力が生じた後、引受申込書の提出等の必要な手続を経た上で、第三者割当の方法により、大要以下の要領に基づき、(a)当社は、割当予定先に対し当社普通株式を割り当て、(b)割当予定先は、当社普通株式を取得するために必要な払込金額の払込みを行う。

募集株式の種類及び数：当社普通株式 20,895,600株

払込金額：1株につき金670円

払込金額の総額：金14,000,052,000円

払込期間：平成30年9月28日から同年10月31日まで

本第三者割当増資に係る払込みを行う日は、本公開買付けの決済の完了日の翌営業日とする。また、会社法第206条の2第4項に基づき当社の総株主(株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の10分の1以上を有する株主から、当社に対して本第三者割当増資に反対する旨の通知がなされた場合、払込期日を、平成30年12月28日とする。

(4) 上場維持・社名維持

割当予定先及び当社は、当社の東証一部上場を維持すること及び当社の社名として日本農業株式会社を維持することを基本方針とする。

(5) 役員等指名権

割当予定先は、本公開買付けの決済の完了及び本第三者割当増資に係る株式の発行後、当社の代表取締役(但し、割当予定先が指名した取締役は除く。)と協議の上、(i)12に割当予定先の議決権保有割合(注)を乗じて得た数(但し、6を上限とする。また、当該数に1未満の端数が生じる場合には、端数を切り捨てる。)の当社の取締役(うち1名は代表取締役とする。また、割当予定先が6名の取締役を指名する場合には、そのうち1名は独立社外取締役とする。)及び(ii)監査役1名を、それぞれ指名する権利を有するものとする。なお、当社における取締役の員数は12名以内、監査役の員数は4名以内とする。

(注) 「割当予定先の議決権保有割合」とは、割当予定先及び割当予定先の子会社が有する持株総数を、その時点における当社の総株主の持株総数で除した割合をいいます。また、ここでいう「持株総数」とは、当社の株主が保有する当社の発行済株式に係る議決権の総数、及びその時点において存在する当社の新株予約権、新株予約権付社債、オプション権、株式引受権その他議決権を有する株式を取得できる権利が全て行使された場合(行使条件が満たされているかを問いません。)に交付される議決権を有する株式に係る議決権の総数の合計数をいいます。以下同じです。

(6) 新株引受権

当社は、割当予定先の事前の書面による承諾を得た場合を除き、株式等(当社の株式、新株予約権、オプション権、株式引受権その他の当社の株式を取得できる権利をいう。)の発行、処分又は付与を行わないものとし、当該発行等が行われる場合、割当予定先は、当該発行等が行われる直前の時点における割当予定先の議決権保有割合を維持するために必要な数量の株式等を、当該発行等に係る株式等の払込金額又は行使価格と同一の価格において引き受ける権利を有する。

(7) 業務提携の内容

割当予定先及び当社は、本資本業務提携契約等の目的を達成するため、以下の内容の業務提携を行うものとし、その具体的内容は、両社間の協議により決定するものとする。

研究開発領域の相互補完による開発スピードの向上

(a) ライフサイエンス分野の強化

(b) 化合物データベースの活用

生産技術・プロセス化学の相互活用による生産性の向上

グローバル・ネットワークの相互活用による販売チャネルの拡大

合成反応、分散技術、分析技術等の技術提供による高機能化合物の開発

多分野の知見を有する研究員の交流

(8) 本資本業務提携契約の終了

本資本業務提携契約は、(1)両当事者が本契約の終了を書面で合意した場合、(2)本公開買付け契約又は本新株引受契約が、本公開買付けの実施前に終了した場合、(3)割当予定先が金融商品取引法第27条の11第1項の規定に従い本公開買付けを撤回した場合、(4)本公開買付けが成立しなかった場合、又は(5)本公開買付けの決済の完了及び本第三者割当増資に係る株式の発行後に割当予定先の議決権保有割合が25%未満となった場合等、一定の事由が生じた場合、終了する。

d . 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 20,895,600株

e . 株券等の保有方針

本第三者割当増資は、割当予定先による本連結子会社化の一環として行われるところ、当社は、割当予定先が、本第三者割当増資により取得する株式を長期保有する方針である意向を確認しております。また、本資本業務提携契約において、割当予定先は、本第三者割当増資後相当の一定年数、割当予定先の議決権保有割合が51%を超過することとなる株式等の買い増しを原則として行わないことを合意しております。なお、当社は、割当予定先より、本第三者割当増資の払込みから2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f . 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の資金等の状況については、当社は、割当予定先より、本公開買付けが成立した場合における本公開買付けに係る決済及び本第三者割当増資により当社が発行する新株を引受ける際の払込みに要する資金に使用するため、株式会社みずほ銀行から30,000,000千円を上限として借入れを行うことを予定している旨の説明を割当予定先から受けており、割当予定先が株式会社みずほ銀行から取得した、30,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の平成30年8月21日付融資証明書を確認しております。これにより、割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を払込日において確保できることを確認できたため、本第三者割当増資に対する払込みについての確実性に問題はないものと判断しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

h . 特定引受人に関する事項

本公開買付けが成立し、割当予定先が本第三者割当増資によって当社株式を取得することにより、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

(a) 割当予定先（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等を含みます。）がその引き受けた募集株式の株主になった場合に有することとなる議決権の数は、割当予定先が本公開買付けにより買付予定数の上限である当社普通株式12,056,049株を取得することとなる場合には401,759個、割当予定先が本公開買付けにより買付予定数の下限である当社普通株式7,667,952株を取得することとなる場合には447,431個となります。

(b) 上記（a）の募集株式に係る議決権の数は、割当予定先が本公開買付けにより買付予定数の上限である当社普通株式12,056,049株を取得することとなる場合には119,403個、割当予定先が本公開買付けにより買付予定数の下限である当社普通株式7,667,952株を取得することとなる場合には208,956個となります。

(c) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数(当該引受け前の総株主の議決権の数は平成30年3月31日現在を基準としています。)は、割当予定先が本公開買付けにより買付予定数の上限である当社普通株式12,056,049株を取得することとなる場合には786,582個、割当予定先が本公開買付けにより買付予定数の下限である当社普通株式7,667,952株を取得することとなる場合には876,135個となります。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における払込金額(以下「本払込金額」といいます。)につきましては、割当予定先と協議の上、金670円といたしました。本払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(平成30年8月21日)の直前取引日である平成30年8月20日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を採用したものです。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)では、第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、当社は、本払込金額は当該指針に準拠するものであるため、会社法第199条第3項に規定されている「特に有利な金額」に該当しないものと判断しております。

なお、本払込金額は670円であるところ、本公開買付けの買付価格は1株900円であり、本払込金額(上記決議日の直前取引日の終値)と比較してプレミアムが付されています。このプレミアムは、本連結子会社化によって生じうるシナジーをあらかじめ分配するものと捉えられますが、本取引では、本公開買付け後にスクイズアウトを行うことは想定されておらず、当社株式は引き続き上場が維持される予定です。そのため、本取引では、株主の皆様にとっては、本公開買付けに応募しないで当社の株主として残ることを選択することが可能であり、そのような選択をされる株主の皆様は、本取引の実行後も引き続き、割当予定先と同様に、その持株比率に応じてシナジーを享受することが可能です。他方で、当社株主として残るという選択をせず、本公開買付けに応募する株主の皆様は、将来のシナジーを享受する機会を喪失することになります。そのため、本公開買付けの買付価格にのみプレミアムを付すことには合理性が認められると考えております。

なお、当社社外取締役郡昭夫氏は割当予定先の代表取締役会長を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会での本第三者割当増資に係る審議及び決議には参加しておりません。

また、平成30年8月21日開催の取締役会での本第三者割当増資に係る審議に参加した監査役2名が、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠したものであり、「特に有利な金額」には該当しない旨の意見を表明しております。なお、当社監査役のうち富安治彦氏は割当予定先の役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会での本第三者割当増資に係る審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

割当予定先は、本公開買付けが完了した後、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、割当予定先の当社に対する増資後完全希薄化後所有割合を51%とするために必要な数の株式(但し、100株単位未満を切上げた数)について払込みを行う予定です。本第三者割当増資による発行新株式数は、最多で20,895,600株であり、平成30年3月31日現在の当社の発行済株式総数(70,026,782株)に対する割合は29.84%、同日現在の総議決権数(667,179個)に対する割合は31.32%となります。よって、既存株主の株式について、最大で、29.84%の所有割合の希薄化、31.32%の議決権所有割合の希薄化が生じることになります。なお、本第三者割当増資による発行新株式数が最少になる場合(11,940,300株)には、17.05%の所有割合の希薄化、17.90%の議決権所有割合の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達は、当社の財務基盤の強化を可能とするものであり、また、本第三者割当増資を通じて割当予定先の連結子会社となることは、当社の収益力を強化し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれるとともに、本第三者割当増資による株式発行の規模は、割当予定先の当社に対する増資後完全希薄化後所有割合が51%となることを限度とするものであり、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものです。よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じ割当予定先の連結子会社となることによって、中長期的には、上記所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

従いまして、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

上記のとおり、割当予定先の当社に対する増資後完全希薄化後所有割合は51%となり、割当予定先は、当社の支配株主となる予定です。また、本第三者割当増資による発行新株式数は、最多で20,895,600株であり、平成30年3月31日現在の当社株式の総議決権数(667,179個)に対する割合は31.32%となり、本第三者割当増資による議決権の希薄化率が25%以上となる可能性があります。

したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合
株式会社A D E K A	東京都荒川区東尾久7-2-35	16,176	24.25%	44,740	51.07%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	2,802	4.20%	2,802	3.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,308	3.46%	2,308	2.63%
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	1,960	2.94%	1,960	2.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,791	2.69%	1,791	2.05%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,416	2.12%	1,416	1.62%
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	1,383	2.07%	1,383	1.58%
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	1,009	1.51%	1,009	1.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	995	1.49%	995	1.14%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都港区港南2-15-1)	751	1.13%	751	0.86%
計		30,594	45.86%	59,157	67.52%

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成30年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。当社は、同日現在、自己株式3,190千株を保有していますが、上記の大株主から除いていません。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
- 3 割当予定先による本公開買付けの結果により、同社の本第三者割当増資に係る払込株式数が変動する可能性があります。上記割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、上記の大株主以外の株主が7,667,952株(本公開買付けによる買付予定数の下限)について本公開買付けに応募し、かつ、募集株式の全部について割当予定先による払込みがあったものとして計算しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

- a 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社は、上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、これまでの事業展開のなかで、筆頭株主であるA D E K Aとは、新製品の開発における技術提携や人材交流、事業上の取引を通じ、長年に亘って良好な関係を構築してまいりました。当社とA D E K Aは、それぞれ独自に中期経営計画の実現に向けた取り組みを行っておりますが、両社はコーポレートカルチャーに親和性があり、事業領域で補完関係が期待できることから、更に関係を強化し、協業を深めることで、シナジーを創出できるとの判断のもと、昨年7月頃より両社で協議を重ね、両社にとって最適な提携手段を模索してきた結果、平成30年8月21日付で本資本業務提携契約を締結いたしました。

本資本業務提携により、当社は成長戦略推進のための財務基盤の強化を通じ、より長期的な視点に立った研究開発活動やM&Aや提携、品目買収による事業拡大を、加速度的に実行していくことが可能となります。更に、化合物データベースの活用等研究開発領域の相互補完による開発スピードの向上、生産技術・プロセス化学の相互活用による生産性の向上、グローバル・ネットワークの相互活用による販売チャネルの拡大、合成反応、分散技術、分析技術等の技術提供による高機能化合物の開発及び多分野の知見を有する研究員の交流等を通じて事業シナジーを創出し、両社のライフサイエンス事業の発展や企業価値の向上につなげてまいります。

なお、本資本業務提携に基づく本公開買付け及び本第三者割当増資が実施された後、当社は割当予定先の連結子会社となりますが、当社がグループビジョンで掲げた売上高2,000億円以上の世界トップ10に入る農業企業となるために、当社の成長戦略の推進を更に加速化させるには、完全子会社ではなく上場を維持した上で一定の経営の独立性を担保することが必要であると考えております。他方、本資本業務提携に基づく協業により、両社のライフサイエンス事業の発展が可能となります。従って、本資本業務提携契約を締結し、かつ当社の上場を維持することが、割当予定先及び当社の更なる企業価値向上を図るうえで最善の方策であり、株主共同の利益に資すると考えております。

以上から、本第三者割当増資は、当社の企業価値及び株主価値の向上に不可欠であると判断いたしました。

(既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容)

割当予定先は、本公開買付けが完了した後、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、割当予定先の当社に対する増資後完全希薄化後所有割合を51%とするために必要な数の株式（但し、100株単位未満を切上げた数）について払込みを行う予定です。本第三者割当増資による発行新株式数は、最多で20,895,600株であり、平成30年3月31日現在の当社の発行済株式総数（70,026,782株）に対する割合は29.84%、同日現在の総議決権数（667,179個）に対する割合は31.32%となります。よって、既存株主の株式について、最大で、29.84%の所有割合の希薄化、31.32%の議決権所有割合の希薄化が生じることになります。なお、本第三者割当増資による発行新株式数が最少になる場合（11,940,300株）には、17.05%の所有割合の希薄化、17.90%の議決権所有割合の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達、当社の財務基盤の強化を可能とするものであり、また、本第三者割当増資を通じて割当予定先の連結子会社となることは、当社の収益力を強化し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれるとともに、本第三者割当増資による株式発行の規模は、割当予定先の当社に対する増資後完全希薄化後所有割合が51%となることを限度とするものであり、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものです。よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じ割当予定先の連結子会社となることによって、中長期的には、上記所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(大規模な第三者割当に関する経営者及び割当予定先から一定程度独立した者の意見)

上記のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の経営者及び割当予定先から一定程度独立した者として、当社の社外取締役である松井泰則氏及び戸井川岩夫氏並びに当社の社外監査役である中田ちず子氏(全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外役員です。)を選定し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、平成30年8月21日付で、大要、以下のとおりの意見を頂きました。

(ア)意見

本第三者割当増資には、その必要性及び相当性が認められると史料する。

(イ)意見の理由

本第三者割当増資の必要性について

(1)本資本業務提携の必要性

当社の業務執行取締役の説明によると、当社は、本件の実行によりA D E K Aによる当社の子会社化が行われ、それを踏まえた本資本業務提携を通じて事業シナジーを創出するとともに、本第三者割当増資による成長資金の獲得により、新剤の研究開発を加速し、販売品目の増加や販売テリトリーの拡大、生産設備の増強による海外での販売力の強化が期待されると認識している。本資本業務提携は、当社の上場維持を含めた自主独立経営の維持を原則としつつ、両社の戦略的な事業提携のフレームワークのなかで、新たな成長資金を当社の成長分野に効果的に投入することで、当社の農業事業をはじめとするライフサイエンス事業に係る新たな成長性の追求と、その成長に向けた事業計画の遂行を促進するものであり、当社は本資本業務提携が企業価値向上に資するものであると判断している。

以上のような当社を取り巻く事業環境及び当社の経営状況、創出可能と考えるシナジー効果を踏まえ、当社は、A D E K Aによる当社の子会社化を含む本資本業務提携の実施が必要であると認識している。

以上の当社の業務執行取締役の説明のとおり、当社は、A D E K Aによる当社の子会社化を含む本資本業務提携の実施については十分に必要性を認識していると認められるが、これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情も認められず、不合理な点はないと評価できる。

(2)本第三者割当増資による資金使途

当社の業務執行取締役の説明を踏まえ、当社は、近年の世界的な需要の増加に適応するために必要な研究開発や、設備投資、その他M&A等といった当社の成長に資する投資を行う必要があると認識していると認められるが、これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情も認められず、不合理な点はないと評価できる。そして、当社は、近年の世界的な需要の増加に適応するために必要な研究開発や、設備投資、その他販売品目の増加や販売テリトリーの拡大、生産設備の増強に資するM&A等といった当社の成長に資する投資を行う必要があると認識しているところ、これらについても、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。よって、当社の業務執行取締役から受けた説明を前提とする限り、当社には資金調達必要性が認められると史料する。

本第三者割当増資の相当性について

(1)発行条件の相当性について

当社は、本払込金額及び本公開買付価格は合理性が認められるものと認識しており、これについては、当社の業務執行取締役から受けた説明に拠るところ、不合理な点はないと認識している。また、当社は、本第三者割当増資における発行価額である670円は、日証協指針に準拠していることを確認し、「特に有利な金額」(会社法第199条第3項)には該当しないと認識しているが、これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。また、本払込金額及び本公開買付価格の設定に関する交渉経緯についても、本公開買付けにより株式を売却しない既存株主の利益についても考慮しており、特段不合理な点はないと認識している。よって、当社の業務執行取締役から受けた説明を前提とする限り、本第三者割当増資における発行価額には相当性が認められると史料する。

（２）他の資金調達手段との比較

当社の業務執行取締役の説明によると、当社が資金調達を必要とする理由の１つは、後記（３）のとおり、財務基盤の強化であるところ、当社は、金融機関等からの借入れ等の負債による資金調達では有利子負債の圧縮による財務基盤の改善を図ることはできないと認識している。

また、当社は、本第三者割当増資を通じてA D E K Aの連結子会社となり、A D E K Aグループの一員となることで収益力の強化を図ることができると見込まれるため、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリング等ではなく、A D E K Aに対する第三者割当増資の方法によることが、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると認識している。

以上のとおり、当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の向上という観点から、財務基盤の強化及び収益力の強化を図ることができる資金調達手段として第三者割当増資が合理的であると認識している。

上記（２）のとおり、当独立役員は、当社においては近年の世界的な需要の増加に適応するために必要な研究開発や、設備投資、その他M&A等といった当社の成長に資する投資を行う必要があると認め、そのための施策に要する資金調達を行う必要性が認められると判断しているところ、当社は、他の資金調達手段との比較検討を行い、当該資金調達の目的の達成や収益力の強化という経営課題への対応という観点から合理的な資金調達手段として第三者割当増資を選択していることが認められ、これについては、不合理な点はないと評価できる。よって、当社の業務執行取締役から受けた説明を前提とする限り、資金調達手段として第三者割当増資を選択することには合理性が認められると料する。

（３）割当予定先の相当性

当社の業務執行取締役の説明によると、当社は、これまでの事業展開のなかで、筆頭株主であるA D E K Aとは、新製品の開発における技術提携や人材交流、事業上の取引を通じ、長年に亘って良好な関係を構築してきた中で、本第三者割当増資により、化合物データベース、生産技術・プロセス化学の知見、グローバルな販売チャネル、高機能化合物の開発に役立つ技術、多分野の知見を有する研究員等の人材、経営、研究開発・生産ノウハウを有するA D E K Aの連結子会社となり、安定的かつ強固な関係を構築することが、当社の事業の発展及び財務基盤の強化を可能にするとともに、上記（２）のとおり当社の収益力の強化にも資すると認識している。そのため、当社は、本第三者割当増資の割当先をA D E K Aとすることが当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると認識している。

当社は、本第三者割当増資を通じてA D E K Aの連結子会社となることが、当社の将来の成長に向けた事業基盤の強化等を通じた収益力の強化及び財務基盤の強化を可能とするとともに、当社の収益力の強化にも資することが見込まれると認識しているが、これについては、不合理な点はないと評価できる。よって、当社が、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上という観点から、本第三者割当増資の割当先をA D E K Aとする点についても、不合理な点はないと評価できる。

（４）払込みの確実性

当社は、A D E K Aの払込資金の確保の見込みを確認した上で、本第三者割当増資に対する払込みについての確実性に問題はないとの認識に至ったと認められ、これについて、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。よって、当社の業務執行取締役から受けた説明を前提とする限り、A D E K Aを本第三者割当増資の割当先に選定することには合理性が認められると料する。

(5) 既存株主への影響

当社は、本第三者割当増資により既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じると認識しているが、これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。また、当社は、本第三者割当増資による資金調達・株式発行の規模は、その目的に照らして必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じてA D E K Aの連結子会社となることによって、中長期的には、所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながると認識しているが、これについては、当社が本第三者割当増資を通じてA D E K Aの連結子会社となるのが当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると当社が認識していることに不合理な点がないと評価できることは上記(3)のとおりであり、また、中長期的に所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながると認識している点についても、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。また、本取引では、スクイズアウトの実施は想定されておらず、上場を維持することが想定されることから、本公開買付けに応募しない既存株主は、公開買付者であるA D E K Aと同様に、持ち株比率に応じてシナジーを享受可能であり、既存株主に与える希薄化の影響は将来的には緩和されるものと期待できる。よって、当社の業務執行取締役から受けた説明を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の規模については合理性が認められると料する。

(6) 小括

以上により、当社の業務執行取締役から受けた説明を前提とする限り、本第三者割当増資には相当性が認められると料する。

以上のとおり、社外取締役の松井泰則氏、戸井川岩夫氏、社外監査役である中田ちず子氏からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られており、平成30年8月21日開催の当社取締役会において、上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、本第三者割当増資は合理的であると判断いたしました。なお、当社社外取締役郡昭夫氏は割当予定先の代表取締役会長を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記当社取締役会での本第三者割当増資に係る審議及び決議には参加していません。また、当社社外監査役富安治彦氏は割当予定先の役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記当社取締役会での本第三者割当増資に係る審議には参加していません。

(特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の見解)

本第三者割当増資において、割当予定先であるA D E K Aは、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

この点、平成30年8月21日開催の取締役会において、監査役2名は、本第三者割当増資を実施し、当社が資金調達をすることにより、当社の財務基盤を強化しつつ、両社の強みを活かして競争力を強化し、事業の拡大を推進することにより当社の収益拡大、ひいては企業価値及び株式価値の向上に資することとなると判断することに不合理な点はないこと、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている「特に有利な金額」には該当しないこと、また、本第三者割当増資は金融機関等からの借入れ等と異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であり、株式の希薄化の規模が合理的であること、その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当するA D E K Aに対する募集株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

なお、当社社外監査役富安治彦氏は割当予定先の役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会での本第三者割当増資に係る審議には参加せず、また、意見を表明していません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第118期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年12月20日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第119期第1四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第119期第2四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年5月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第119期第3四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月10日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月26日に関東財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成30年7月24日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年8月21日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年8月21日）現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本農薬株式会社 本店
（東京都中央区京橋一丁目19番8号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。